

2021 年 6 月 4 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、文芸学部の教員人事について以下のように要求する。

1. 貴法人は、2021 年 4 月 6 日付文芸分会交渉要求書（近組 2021-013 号）に対する書面回答（2021 年 5 月 20 日）で、「教員の採用については、既存教員の労働条件に関するものではなく、大学全体の人事マターになりますので、検討はいたしますが、団体交渉において取り扱うべき議題ではないと考えます」として交渉を拒否した。しかし貴法人は、2020 年 1 月 14 日付文芸分会要求書に対する書面回答（2020 年 2 月 3 日）では、「教員採用人事に係る最終決定権限は法人（理事長）に属するものの、教員採用の際には、各学部・学科・専攻等における教員需要、候補者の研究・教育能力及び実績、カリキュラム及び科目との適合性、並びにそれらを踏まえた教授会等の意見を聴いた上で、教学マネジメント方針に基づく合理的な判断を行います」と述べており、その後の団交（2020 年 2 月 3 日・21 日・3 月 12 日）でもこの議題について議論した。このように、過去に団交で扱ったことのある事項でもあり、今回の要求書でも学科・専攻における教員需要について説明しているにもかかわらず、「労働条件に関するものではなく」として団交を拒否することは不当労働行為に当たる。本件につき、誠実な対応を求める。
2. 日本文学専攻の人事要求のうち、佐藤教授については文芸学部において後任人事が開始されたものの、奥泉教授については不確定であり、古典教員の増員については議題にすらあがっていない。古典教員増員については、2020 年 2 月 3 日付回答には「昨年、一昨年等の事例に照らして、より具体的かつ詳細にご説明ください。他と比較して著しい支障が発生しているかを検討させていただきます」とあり、それを受けてその後の団交で本組合は詳細に説明している。さらに、今回の要求（2021-013 号）においても問題点を記載している。にもかかわらず、今回回答のような不誠実な対応は許されない。改めて古典教員増員についての交渉の再開を求める。また、貴法人は奥泉教授の後任補充がなされないことによる専攻教員の負担増加は労働条件の不利益変更にあたらないと述べるが、なぜそのように判断できるのか説明せよ。
3. 舞台芸術専攻の人事要求については、2020 年 2 月 3 日付回答には「より安全かつ潤

滑な実学教育」の内容について、協議させていただきますと幸いです」とあり、その後の団交で詳細に説明している。しかし、今回の回答でも、「現在、安全面でどのような不都合が生じているかについて、具体的にご説明いただき、その後調査の上で検討させていただきます」と、以前の団交での交渉内容やそれを踏まえた貴法人の対応の進捗状況について説明することすらなく、すでに本組合が説明済みのことを再度質問するのみである。まずは、昨年の団交での議論を踏まえた上で貴法人の取り組みについて説明し、その上で交渉を再開せよ。

4. 文化・歴史学科の人事要求について、貴法人は「教育の質に関するご意見として承ります」と述べているが、これは教育の質のみならず、現場の教員の負担増という労働条件に密接に関わる問題である。要求書にそう明記しているにもかかわらず、それを無視して論点をすり替えるという不誠実な対応は、実質的には団交拒否にほかならない。また、今年度の文芸学部の他の学科・専攻では退職者の後任人事を行い、過去数年を見ても同様である。他の学科・専攻でこうした対応がなされているのに、文化・歴史学科の山下教授の後任のみを補充しない理由は何か。貴法人は、2020年2月3日付回答で、「専任教員の欠員時には、速やかに後任補充について検討いたします（減った分を埋めるべきというご趣旨については理解しておりますが、即時後任公募という方法が正しいかどうかはケースバイケースと考えております。）」と述べているので、文化・歴史学科のみ、教員の要請を退けてまで後任を補充しないことが妥当であると判断した理由を、他の学科・専攻のケースとの違いという観点から具体的に説明し、その上で直ちに交渉を再開せよ。

回答は一週間以内とする。

以上